

### まちづくりの基本的な考え方

- 1 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
- 2 環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり
- 3 7つの生活圏に基づくまちづくり
- 4 多様な主体による連携・協働のまちづくり
- 5 県と市町村の役割分担を踏まえまちづくり

### 商業まちづくりを実現するための基本的な方向

- 1 各生活圏の都市機能等が集積されている地域に特定小売商業施設を集積
- 2 郊外部への特定小売商業施設の立地を抑制
- 3 特定小売商業施設と地域との共存共栄のまちづくり
- 4 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向けたまちづくり
- 5 身近な場所で最寄品を買えるまちづくり
- 6 買い物等を通して暮らしの充実が実感できるまちづくり
- 7 都市と農村地域の交流により地域内で経済が循環する広域的なまちづくり

### 市町村の役割

- 市町村の商業まちづくりに関する基本的な方向の明示（基本構想の策定）
- 商業まちづくりの推進に関する基本的な方針
  - 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関する事項
  - 商業まちづくりの推進のための施策に関する事項
- ※ 周辺の市町村のまちづくりにとも配慮しながら、住民等の意見を踏まえ、県の基本方針に基づき、単独又は共同で策定
- 主体的なまちづくりの推進
- 住民との協働、商業の振興と適正な土地利用の一体的な取組
  - 商業振興に関する施策の計画的な推進

### 県の役割

- 県の商業まちづくりに関する基本的な方向の明示
- 商業まちづくり基本方針の策定
  - 市町村の基本構想や商業まちづくりの推進のための事業実施の促進を支援
- 特定小売商業施設の立地に関する広域の見地からの調整
- 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する考え方
- 地域貢献活動の促進
- 地域貢献活動ガイドラインの明示及び地域貢献活動計画と実施状況の公表

## 持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの実現

## 商業まちづくりの推進に関する施策

### 特定小売商業施設の誘導に関する考え方

- 7つの生活圏ごとに人口や都市機能が集積され、商業の集積を図る必要がある市町村への立地を促進
- 1 誘導する市町村（以下の要件をすべて満たす市町村へ立地を誘導）
    - ① 県の都市計画区域マスタープランにおいて商業を集積させる方針を明記していること
    - ② 中心市街地活性化法第9条第1項に規定する基本計画の認定を受けていること又は基本方針との整合性が確保された基本構想を定めていること
    - ③ 都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域又は近隣商業地域があること
    - ④ 福島県消費購買動向調査において広域型商圏都市又は地域型商圏都市に分類されていること
    - ⑤ 国勢調査の人口集中地区（DID）があること
    - ⑥ 鉄道やバスなどの公共交通機関等の結節点があり周辺の市町村からのアクセスが良好であること
  - 2 誘導する地域（上記市町村において、以下の優先順位に基づく地域へ立地を誘導）
    - ① 認定中心市街地内の商業地域又は基本構想で定める特定小売商業施設を誘導する地域内の商業地域
    - ② 認定中心市街地内の近隣商業地域又は基本構想で定める特定小売商業施設を誘導する地域内の近隣商業地域

### 特定小売商業施設の抑制に関する考え方

- 誘導する地域以外への特定小売商業施設の立地は抑制
- 特に、以下の地域への立地については、厳に抑制
  - 1 市街化を抑制する地域及び市街化の見通しが明確でない地域
  - 2 都市計画法に規定する市街化調整区域など
  - 3 景観の優れた地域
  - 4 自然環境を保全すべき地域
  - 5 良好な水環境を保全することが特に必要な地域
- 集団性の高い優良な農地
- 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域など
- 景観法の規定に基づき福島県景観計画における景観形成重点地域
- 自然公園法に規定する自然公園など
- 自然公園法に規定する水環境保全全区域

平成25年12月「商業まちづくり基本方針」の改定について

1 経緯

- 平成18年6月の策定以降の社会・経済状況の変化等を踏まえ、概ね5年ごとの見直しを行うこととなっているため、平成23年2月8日付けで福島県商業まちづくり審議会に諮問。
- 平成25年11月26日付けで審議会から答申。
- 審議会からの答申に基づき、平成25年12月25日付けで改定。

2 「福島県商業まちづくり基本方針」改定の概要

まちづくりの基本的な考え方

- ・ 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
- ・ 環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり など

変更なし

商業まちづくりを実現するための基本的な方向

- 1 各生活圏の都市機能等が集積されている地域に特定小売商業施設（店舗面積6,000㎡以上）を集積
- 2 身近な場所で最寄品を買い揃えるまちづくり
- 3 郊外部への特定小売商業施設の立地を抑制
- 4 特定小売商業施設と地域との共存共栄のまちづくり

追加

- 東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた地域における事業再開・継続を支援
- 新たに以下の視点を追加
  - ① 生活者の買い物支援等に関する施策の充実
  - ② 暮らし（買い物）の質の向上
  - ③ 都市と農村地域の交流促進

持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの実現

商業まちづくりの推進に関する施策

特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制

- ① 誘導市町村  
 複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼす特定小売商業施設は、生活圏ごとに一定の人口や都市機能が集積している場所へ立地誘導
- ② 誘導地域（誘導市町村内において立地誘導する地域）  
 誘導市町村が県の基本方針の考え方や住民の意見を踏まえて策定した商業機能の集積に関する計画で設定した区域内の商業系用途地域へ立地誘導
- ③ 抑制地域  
 誘導地域以外への立地は原則として抑制  
 特に、以下の地域への立地は厳に抑制
  - ・ 市街化を抑制する地域（市街化調整区域）
  - ・ 集団性の高い優良な農地（農振農用地等） など

変更なし

平成25年12月「商業まちづくり基本方針」の改定について

…項目を追加 【追加】…既存の項目に内容を追加

<p>○ 東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた地域における事業再開・継続を支援</p> <p>○ 新たに以下の視点を追加</p> <p>① 生活者の買い物支援等に関する施策の充実</p> <p>② 暮らし（買い物）の質の向上</p> <p>③ 都市と農村地域の交流促進</p>	<p>1 商業まちづくりの推進の意義</p> <p>(1) 商業まちづくり推進条例制定の背景</p> <p>ア 大規模小売商業施設の適正な配置の促進</p> <p>イ 小売商業施設設の中心市街地への回帰の促進</p> <p>ウ 特定小売商業施設における地域との共存共栄に向けた取組の促進</p> <p>(3) 県内のまちの現状</p> <p>ア 東日本大震災及び原子力災害による影響（原民の避難、事業の休止、風評被害）</p> <p>イ 中心市街地における小売商業機能の集積の低下</p> <p>エ 地域商店街の衰退</p> <p>ウ 市街地の拡大・拡散</p> <p>オ 農村地域と都市部との連携の希薄化、「買い物弱者」問題の顕在化</p> <p>(4) まちづくりの問題点</p> <p>ア 中心市街地における問題</p> <p>【追加】</p> <p>東日本大震災及び原子力災害の影響（避難の長期化、事業の休止等による地域コミュニティ等への維持への影響）</p> <p>イ まち全体における問題</p> <p>【追加】</p> <p>東日本大震災及び原子力災害の影響（事業の休止等、商業機能の確保）</p> <p>【追加】</p> <p>都市と農村地域の魅力の再認識、互いの地域へ配慮</p> <p>(5) 商業まちづくり推進の意義</p> <p>【追加】</p> <p>東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた地域における商業機能の確保</p> <p>(6) 基本方針の性格</p> <p>【追加】</p> <p>福島県復興計画との整合性を確保</p>
<p>3 市町村が定める基本的な構想的指針となるべき事項</p> <p>(1) 市町村による商業まちづくりの推進に関する戦略的取組の意義</p> <p>(2) 基本構想的な考え方</p> <p>ア 基本構想的な性格</p> <p>イ 対象市町村の範囲</p> <p>ウ 対象区域の範囲</p> <p>エ 基本構想的な範囲</p> <p>【追加】</p> <p>特定小売商業施設を誘導する地区の設定に当たっては、周辺市町村から公共交通機関等を利用して容易にアクセスできる地区とすること</p> <p>(3) 基本構想的記載事項</p> <p>ア 商業まちづくりの推進に関する基本的な方針</p> <p>イ 小売商業施設誘導及び抑制を図る地区に関する事項</p> <p>ウ 商業まちづくりの推進のための施策に関する事項</p> <p>【追加】</p> <p>買い物支援に関する施策</p>	<p>2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向</p> <p>(1) まちづくりの基本的な考え方</p> <p>ア 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり</p> <p>イ 環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり</p> <p>ウ 7つの生活圏に基づきまちづくり</p> <p>【追加】</p> <p>当面は7つの生活圏を基本としつつ、生活圏を越えた機能の補充・連携の視点により県民の生活実態に対応したまちづくりを推進</p> <p>【追加】</p> <p>原子力災害の避難地域においては、住民の帰還が長期困難となる地域と、帰還に向けた準備が進められる地域があることや、大津波によりまちが壊滅的な被害を受けた地域があることなどから、それぞれの状況に応じてまちづくりを推進</p> <p>エ 多様な主体による連携・協働のまちづくり</p> <p>オ 県と市町村の役割分担を踏まえたまちづくり</p> <p>(2) 商業まちづくりの考え方</p> <p>(3) 商業まちづくりを実現するための基本的な方向</p> <p>ア 各生活圏の都市機能等が集積されている地域に特定小売商業施設を集積</p> <p>イ 郊外部への特定小売商業施設の立地を抑制</p> <p>ウ 特定小売商業施設と地域との共存共栄のまちづくり</p> <p>エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向けたまちづくり</p> <p>オ 身近な場所でも高品質を揃えるまちづくり</p> <p>【追加】</p> <p>買い物支援に関する施策</p> <p>イ 買い物等を通して暮らしの充実が実感できるまちづくり</p> <p>ウ 都市と農村地域の交流により地域内で経済が循環する広域的なまちづくり</p> <p>【追加】</p> <p>県と市町村の役割分担</p> <p>ア 市町村の役割</p> <p>イ 県の役割</p>
	<p>4 特定小売商業施設立地の誘導及び抑制に関する事項</p> <p>(1) 特定小売商業施設立地調整の基本的考え方</p> <p>ア 7つの生活圏に基づく考え方</p> <p>イ 生活圏内における誘導地域の考え方</p> <p>(2) 特定小売商業施設立地の誘導に関する事項</p> <p>ア 特定小売商業施設立地を誘導する市町村</p> <p>イ 特定小売商業施設立地を誘導する地域</p> <p>(3) 特定小売商業施設立地の抑制に関する事項</p>
	<p>5 その他商業まちづくりの推進に関する基本的な事項</p> <p>(1) 商業まちづくりの推進に関する県の施策</p> <p>ア 市町村への支援</p> <p>イ 地域貢献活動の促進</p> <p>ウ 商業まちづくりの普及・啓発活動</p> <p>エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興（事業再開・継続の支援、商業機能の確保）</p> <p>(2) その他商業まちづくりの推進において留意すべき事項</p> <p>ア 土地利用等関係機関との連携</p> <p>イ 総合的なまちづくり政策の展開</p> <p>ウ 基本方針の見直し</p> <p>【追加】</p> <p>東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興の状況を踏まえた見直し</p>